

GPA 制度に対する関心と導入の状況

半田智久

はじめに

世紀の転換期、日本では大学へのいわゆるユニバーサルアクセス化が急速に進行した。その背景には 1990 年代初頭以降、急速かつ大幅に進みつづける少子化と、それと逆方向に動いた大学や学部の新増設、および経済成熟化に伴う高卒者の就職難ないし就職回避といった現象がある。

そうした社会環境変動のなかで、日本の高等教育政策は大学全体を、誰にとっても開かれ、生涯学習社会の一翼を担う存在に位置づけていく方向へと舵をとりだしている。これはほとんどの大学にとって急旋回であり、教育法制における高等教育での大学の位置づけや、大学の設置にともなう要件調整も、この変化にむしろ追従的な状況にある。そのため大学の現場では、審議会レベルの答申が出るたびに、そのなかで提起されることがらや概念、方向性や見通しの解釈に右往左往し、大なり小なりの混乱をおこしてきた。たとえば、「単位の実質化」というテーマにしても、その解釈の過程で派生した対応として、たとえば遺物となった旧大学設置基準の規定をとりだして、すべての講義科目について授業時間外学修内容のシラバスへの明記を促すような混迷も生んでいる。こうした迷いの発生には生存競争環境下での外部評価が定着してきたことや、法人化で事業計画や達成目標の明示が求められるようになるなどの環境変化の重なりも影響している。結果、大綱化、すなわち規制緩和で生まれたはずの自由は、逆に藁をも掴む狼狽を誘い、大学教育全般に進んで手枷足枷をはめるような様相もあらわれだしている。

こうしたなか、GPA(Grade Point Average) 制度もまた、大学審議会(1998)の答申のなかで例示とし

てあげられ、それを機に今般の広範な大学改革の流れのなかで、急速に導入が広まっている観のある施策である。これは新たな制度とはいえ、見た目には一から制度刷新をする仕組みにはみえない。これまで運用してきた成績評価制度を維持したまま、若干のプログラム変更を施すだけで一応の機能はする。この導入障壁の低さがこの制度に対する注目につながっている面もある。反面、それだけに GPA が本来もっている特性に対してどれだけの理解をもって導入され、運用されているかとたずねれば、やや不安なところが垣間見られる。だがともあれ、この制度は大学全入化に沿って受け入れていく多様な学生に対する対処、大学の新しい社会的役割という状況のなかでは高い効能を発揮することが期待できそうである。したがって、導入が相次いで国内の大学に全般化する気配が出てきたこの時点で、あらためてこの制度に対する実証的な考察を深めることは意義あることと思われる。

GPA の標準的な求め方は次のとおりである。まず、ある学生に関して各科目につけられた成績のレターグレード(秀、優、良、可、不可、S、A、B、C、F など)をグレードポイント(GP)と呼ぶ数値(4.0、3.0、2.0、1.0、0.0)に対応変換する。つぎに、その学生の在学期間に応じて履修した各科目の GP に当該科目の単位数を乗じ、その総和を履修総単位数で除する。この値が GPA である。

通常、不合格になった科目はグレードポイントが 0 として換算される。だが、履修総単位数には不合格科目も含まれる。そのため、不合格単位数が多くなるほど GPA 算出にあたり分母だけが膨らむことになり、結果として GPA の値は低下する。一般に、

不合格になった科目はそれを証明することの意味に関して一元的な答えを見いだしがたい(たとえば、履歴証明には取得した資格や合格して進んだ学歴や職歴を書くが、あわせて不合格した諸々の事実を書き記すことはしないし、求められてもいない)。そのため不合格科目は成績証明に記されないことが多い。だが、GPA の値には不合格科目があると、それが何の科目であったかはあきらかにせずとも、大きく反映されるわけである。これは単位取得に際しての努力や学修のコストパフォーマンスを映し出す新たな学業指標のひとつになる。そのため、学生は履修した科目に対してよい成績をとるよう努力することはもちろん、安易な履修放棄や不合格をしないよう留意するようになる。もともと放棄や不合格を回避することは当然のことではあるが、これまでの多くの大学の成績評価制度の枠内ではその当然が実質的には機能してこなかった。

こうした背景のなか、GPA 制度の眼目を探ると、それは単位と成績を連動させることで、科目履修と学修において単位の「意味の」実質化をはかることにあることがみえてくる。もともと GPA は米国の大学で発達した制度である。同地ではとくに総合大学においてすでに 19 世紀の段階で科目の選択履修制度が導入されていた(清水,2000)が、その制度の具体的な実施基盤として設けられた単位制の機能を、運用経験をとおして実質化させる試みのなかで GPA 制度が生み出されたという経緯がある。また米国では、きわめて多国籍からなる留学生の受け入れと、幅広い文化的背景をもつ国民全体に入学の閥を広げたことが相まって、いち早く大学へのユニバーサルアクセス化が進行した。その結果、自由市場における競争原理と学生の多様化に対応した履修コントロールの有効手段が必要になった。その要請がそれまで乖離していた成績と単位を連係させることで、いわば誰にでも明快に通用する学修状況の共通コード、GPA を生み出すことにつながった。これ

により、それまで実質的には合格科目にもとづく卒業要件の量的尺度でしかなかった単位は、成績と対になって学業のパフォーマンスをあらわす質的変数という信用証明(credit)の実質性を担保するものとなった。

この単位の「意味の」実質化によって、GPA はそれまでの大学の成績評価あるいは履修制度に起因していた種々の課題、たとえば、安易な履修による過剰履修やそれに関連した履修放棄の多発、成績不振に対する対処、成績優良に対する学業勸奨、成績と奨学制度とのより公平な連動、転学部/転学科に対するアフターマティヴ・アクション、資源合理化の文脈のなかでの他大学との互換単位認定やスムーズな編入学の促進、早期卒業や学内大学院進学、交換留学など学業成果をもとにした学内選考の際の統一的な基準設定といった課題を、透明性を高めつつ総合的かつ一元的に解決していく特性を發揮することになり、いまや米国の大学にあってはほとんど不可欠の制度として運用されている状況にある*1。

1. 目的

以上のような背景のなか、わが国においても GPA 制度は国際基督教大学や東京神学大学など、ごく一部の大学ではかなり以前から運用されてきた制度であった。しかし、全国的に話題になり出し、導入をめぐる論議がおきたり、相次ぎ導入されだしたのは、前述の審議会答申をきっかけに、今世紀に入ってからのことである。だが、前述したとおり米国での GPA 制度の誕生と一般化は大学へのユニバーサルアクセス化に深く関連した現象であった。今般の日本における同制度導入の状況も、単なる一時の流行現象であるとか、導入にあたって現行制度の大幅な変更を要さない低コスト、小摩擦の「改革」であることが促進要因になっているという受け止め方もある一方、それ以上にこれが大学をめぐる環境変化

へのほとんど必然的な適応としてあることもうかがえる。よって、おそらくこの先近いうちにこれが国内の大学に全般化することは十分推定され、その機能の発揮には大学特有の文化やそのもとの価値観の転換が多少なりとも必要になることから、そのうちこれを手がかりに大学人の意識改革が促され、大学のあり方そのものへの画期をなすことも推測される。

本調査研究は、こうしたいわば過渡的、黎明期的状況のなか、まず日本の大学全体のなかでの GPA 制度導入にかかわる現状を実証的に把握することを目的にしておこなわれた。そのうえでこの導入過程にみる特徴を分析し、現在進んでいる GPA 制度導入の動きの性質を、この先の予測を含めて検討した。

2. 方法

対象

2004 年 10 月の調査時点で日本国内に存在した大学を除外し、4 年制大学 693 機関を対象にインターネット上のホームページを閲覧し、大学指定の電子メールによる問い合わせ先や全学的な教務担当部署の電子メールアドレスを、およそ各機関につき 3 週間程度の探索時間を目安に探した。この手続きにより、しかるべきアドレスの判明した 596 大学を対象に以下の設問を発信した。

なお、この作業の過程で新潟中越地震が発生したため、とくに大きな被害が発生した長岡市周辺の大学、あるいはホームページ上で長期の休講措置をとるといった対応の最中にあることが判明した大学(計 6 大学)には事態に鑑み、調査対象には含めなかった。また、他の新潟県の大学については他大学よりも 1 週間程度の時期をずらして発信した。メール発信後、なんらかの障害により、メール不通となって戻ったケースが 19 件あった。これらについては調査対象から除外した。したがって、最終的に調査設

問が送信された機関数は 577 大学であった。

手続き

2004 年 10 月 24 日に調査と発信を開始し、発信作業は 11 月 4 日に完了した。メール返信は 10 月 25 日よりはじまった。調査の完了基準は、土日祝日を除く 3 連続日、新たな返信がなかった時点とした。その結果、11 月 18 日にこの基準に達し、11 月 15 日分の返信をもって調査完了とした。なお、この完了基準日のあと 1 ヶ月内に到着した返信はなかった。

調査内容

調査は面識のない相手に対する電子メールによる質問という手段をとった。そのため、なによりも回答に手間がかからず必要最小限のことがらを尋ねることに配慮した。その結果、当調査の目的に即して一問一答の選択式設問とした。その内容はつぎのとおりである。

「学生の成績評価方法の一つとして、GPA(Grade Point Average)[制度]が多少話題になりつつあり、導入した大学もめずらしくなくなってきました。貴大学においてはこの GPA について、どのような現状にありますでしょうか。以下、選択肢の中から最も近いものを選んで番号を、ご返信いただければ幸いです(回答のなかで「基準」とは GPA 算出にあたっての基準のことです)。

- (1) GPA 制度を全学的に統一した基準で導入済みである。
- (2) GPA 制度を全学的に導入したが、基準は部局(学部など)により異なっている。
- (3) GPA 制度を一部の部局(学部など)で導入している。導入した部局の基準は同じである。
- (4) GPA 制度を一部の部局(学部など)で導入している。基準は部局(学部など)により異なっている。
- (5) 数年内に GPA 制度を全学的に統一した基準で、導入する方向で具体的な検討が進んでいる。

(6) 数年内に GPA 制度を部局 (学部など) により異なる基準で、全学的に導入する方向で具体的な検討が進んでいる。

(7) 数年内に一部の部局 (学部など) で、GPA 制度を導入する方向で具体的な検討が進んでいる。

(8) GPA 制度のことは話題にはなる (研究段階、あるいは中期的な目標などには掲げられている) が、具体的な導入の検討はまだおこなわれていない。

(9) 本学では GPA 制度のことはほとんど話題にはなっていない。

(10) 本学では GPA 制度のことはまったく話題にならない。

(11) GPA(Grade Point Average) という言葉ははじめて知った。

(12) その他 (この場合、記述をお願い致します) 」

この設問を挨拶文と折り返しのメール返信を求める旨を記述した文章を含めて送信した。

3. 結果と考察

回収結果

調査対象大学 577 機関に対して回答数は 309 であった。このうち 1 ケースは回答が文字化けをおこなっていたため判読不能により無効とし調査対象から除外した。その結果、調査対象大学 576 に対して、有効回答大学数 308、回収率 53.47%(以下、本稿では小数点以下 2 位まで表示、3 位以下切り捨て) であった。回答のあった大学の設置者別件数は国立 57 大学、全回答数の 18.50%、公立 40 大学、同 12.98%、私立 211 大学、同 68.50% であった。この研究実施時点での全国の大学の総数でみた設置者別割合は国立 11.54%、公立 10.53%、私立 77.92% であったから、回答率は国立で高く、公立でやや高く、私立で下回った。これは調査者の所属機関が国立大学法人であったため、同じ設置者間に認められ

がちな一種の同属感や義務感が回答に多少影響したことが考えられる。だが、この設置者別の回答比率は全国的な大学の設置者割合と大きく相違するものではなかったことを確認しておく。

分析前処理

複数選択回答と選択肢「その他」への回答について分析前処理をおこなった。設問では単一選択を求めたが、複数選択をおこなった回答 (すべて 2 選択であった) が 6 件 (全回答の 1.94%) あった。一例をあげれば、「GPA 制度のことは話題にはなる (研究段階、あるいは中期的な目標などには掲げられている) が、具体的な導入の検討はまだおこなわれていない」し、「本学では GPA 制度のことはほとんど話題にはなっていない」ともいえるといった含意と思われる 2 選択肢への回答である。多様な現実に鑑みれば、回答要求を「選択肢のなかから最も近いもの」としたことにやや無理があったかもしれない。だが、その条件のなかで 98.05% の回答が単一選択をおこなったという結果を踏まえて、複数回答については分析前処理として、選択肢配列において GPA 導入 (実績) という観点から、より前向きな方向の回答のみを拾うことにした。上記の例でいえば、前者の回答で代表させて解釈した。

また、回答選択肢「その他」への回答は 12 件 (全回答の 3.89%) あった。その自由記述から、意味的に近い選択肢に組み込むことが可能と判断できた 6 件については、そのように処理した。たとえば自由記述「GPA 制度を理学部のみで導入しています」は「GPA 制度を一部の部局 (学部など) で導入している。導入した部局の基準は同じである」と解釈、同「GPA 制度の導入に向けた検討を、平成 16 年度に開始する予定です」は「数年内に一部の部局 (学部など) で、GPA 制度を導入する方向で具体的な検討が進んでいる」と解釈、同「教務委員会等においては話題になるが、具体的な検討は進められていない」は「GPA

制度のことは話題にはなる(研究段階、あるいは中期的な目標などには掲げられている)が、具体的な導入の検討はまだおこなわれていない」と解釈した。「その他」回答のうち、こうした処理ができないものの6件(全回答の1.94%)については、そのまま「その他」として残した。それらの内容は次のとおりであった。「特待生制度(学業成績の特に優秀な学生の授業料を免除するものを選考する際に、GPAによる成績評価係数を使用)」「GPA風の得点化はしているが、GPAとしては使っていない」「平成12年度、13年度臨床実習前試験の成績判定時に一度使用したことがあります。継続しなかった詳細なる理由は、よくわかりません」「履修指導に使っています。成績評価については、平均点とGPAの併用、最終成績にGPAは残していません」「GPA制度導入の可否について具体的な検討を行っている」「成績分析等の際にGPAの手法を活用」。

以下、12選択肢からなる設問に対する回答結果を単独、または組み合わせることによって、GPA制度の導入や検討の段階、関心の様子に関して、全学的に統一した基準で導入済みの大学から、同制度のことが話題にならないという反応の大学まで6つのカテゴリーに分類した。つぎにそのカテゴリーごとに集計結果を検討していく(念のため、以下のカテゴリー番号は先の調査設問の選択肢番号に対応するものではない)。

(1) GPA制度を全学的に統一した基準で導入している大学

回答した全大学(n=308)(以下、「全大学」と表記)の21.42%、66大学がすでに全学的に統一した基準でGPA制度を導入済みであった。設置者別割合は国立17.54%、公立10.00%、私立24.64%であった。なお、調査を依頼したが回答のなかった大学も含め、その未回答を「GPA制度に関心がなく、導入もしていない」と判断するならば、その総数は576大学に

なる。これを母数とした場合の割合は11.45%となる。すなわち、2004年度の時点において日本の大学のおよそ2割、かなり厳しく見積もっても1割強においてGPA制度が全学統一基準で運用されていることが判明した。

(2) GPA制度を全学または一部の部局で導入している大学

GPA制度を統一した基準ないし部局により異なる基準であるかにかかわらず、あるいは全学的であるか一部の部局であるかにかかわらず、ともかく導入している大学(設問の1、2、3、4の合計)は、全大学の31.16%であった。設置者別割合は国立36.84%、公立17.50%、私立32.22%であった。

ここで国立大学法人での導入実績がもっとも高くなっていることが特徴的である。これは国立大学の場合、私立大学に比較して一般に学部数が多く、全学的な調整がむずかしいことや、学部独立性が高い傾向にあり、もともと成績評価の仕組みや方針が異なっているといった背景もあって、一部の学部でのみGPA制度を導入していたり、学部間での基準調整をせずに導入したりしているケースが少なくないことを反映していると思われる。

また、国立大学では医学部や歯学部をもつ大学が多い(医歯薬系5大学を含め全国立大学の50.00%)が、これらの学部ではカリキュラムの特性上、GPA制度に馴染みにくく(すでに述べたようにGPAは選択科目中心のカリキュラム制度をうまく機能させるために導入された単位制度をより有効に機能させるための仕組みだが、医療系学部では必修科目の割合が高いためGPAの効能が発揮されにくい)、このことも影響して全学統一という基準が満たされにくくなっているとも推測される。実際、当調査において医歯学系大学ではGPA制度に対する関心が低いことが確かめられた。今回調査依頼を出した医科and/or歯科(単科/二科)大学(看護単科、医療福祉系

は除く)は24機関あったが、そのうち何らかのかたちでGPA制度を導入済みと回答した大学は存在しなかった。

とはいえ、GPA制度そのものの導入については、国立大学が公立大学の2倍以上の比率を示してもっとも積極的である事実があきらかになった。

(3) GPA制度を数年内に導入する方向で具体的な検討を進めている大学

数年の内にGPA制度を全学的に統一した基準、または部局(学部など)により異なる基準で全学的に導入、あるいは一部の部局で、導入する方向で具体的な検討が進んでいるとした大学(設問の5、6、7の合計)は、全大学の12.66%であった。設置者別割合は国立19.29%、公立7.50%、私立11.84%であった。

数年内の導入に向けて検討が進んでいる大学が、ここでも国立大学法人で最も高い比率になっており、公立の約2.5倍、私立の2倍弱であった。これは多分に国立大学法人の現状がそろって中期目標・中期計画に沿った運営をおこなうようになり、その具体的な施策としてGPA制度が格好の対象として取り上げられる傾向を反映したものと解釈できよう。むろんその背景ではGPAが履修や就学上の諸問題において、包括的な解決を図っていく制度としての可能性をもっていることと、その一方で既存制度の大幅な変更を要さず、導入諸コストもきわめて低廉であることが評価されていると推測される。

はじめに述べたとおり、GPA制度はごく一部の私立大学ではすでに何十年にもわたり運用されてきている。また10年ほど前には青森公立大学がこの制度を退学勧告制度とあわせて導入し話題になった(加藤,1999)。これに対して国立大学にとっては縁遠い制度であった。それが法人化を機にたちまちのうちに国立でもっとも積極的な導入が図られるようになったわけである。この事実はあからさまな金太

郎飴的挙動にみえ、法人化の理念背景にあった独立性に鑑みると皮肉といえよう。むろん、大学にとってよい方向に機能する仕組みとして受容されていくことに何ら非難すべきところがあるはずはない。だが、いかにも拙速にみえる導入の動きを前にすると、GPAに対するクリティカルな考察を経て、これがそれなりに納得されたかたちで受け入れられているかどうか、多少不安に感じるところがある。

(4) 数年後の時点でGPA制度が運用されている大学

現時点でGPA制度が運用されている大学(上記の(2))と、数年後の導入に向けて検討が進んでいる大学(上記の(3))を合計すれば、数年後に同制度が運用されている大学の割合が予測できる。その結果は全大学で見れば、43.82%である。設置者別にみると国立56.13%、公立25.00%、私立44.06%である。

(1)でみたように、これを調査依頼に対して回答のなかった大学まで含め、未回答について「GPA制度を検討していない」という回答であると見なして全576大学の規模でみるならば、23.42%の大学で数年後にGPA制度が導入されていると推定できる。設置者別で見ると、国立44.76%、公立16.66%、私立24.14%となる*2。この厳しい見積もりでも国立大学では45%が導入済み、つまり数年後には国立大学法人の半数以上でGPA制度が運用されている状況を予見できる。むろん、こうした新規制度の導入は全体の過半数を超えるような事態になれば、さらに導入が加速するだろうから、これらの予測値は設置者によらず、なお超過方向にみることができだろう。

(5) 話題になったり計画にはあるが、具体的な導入は未検討の大学

GPA制度の話題や計画はあるものの、具体的な導入については未検討の大学は、全大学の34.09%であった。設置者別では国立33.33%、公立32.50%、

私立 34.59% であった。

前項との関連でいえば、この回答層は話題にのぼり計画はあるのだから、他大学の動向次第では導入が具体化する潜在導入層とみることができる。つまり、前項の予測値において状況的に加速導入される超過予測成分に相当する。したがって、5年先くらいを見越した(上限的)予測値としてこれを用いれば、国立で 89.46%(未回答を加えた 576 大学を母数にした場合は 72.29%)、公立で 57.50%(同 38.32%)、私立で 78.65%(同 40.47%) という見込み値が得られる。GPA 制度は 2010 年代、国立大学法人ではおよそ 8 割が採用している状況、つまり常識的な成績評価・履修制度になるという予測である。

(6) GPA 制度についてはほとんど、まったく話題になっていない大学

GPA 制度のことはほとんど話題にはなっていない、あるいはまったく話題にならない大学は、全大学の 20.12% であった。設置者別では国立 8.77%、公立 40.00%、私立 19.43% であった。これをみると、あらためて GPA に対する国立での関心度合いがとりわけて高く、反対に公立での関心が明瞭に低いことがわかる。

従来、しばしば国公立という範疇のもとで大学の性質を語る傾向があったが、この事象に代表されるようにカリキュラム関連の対応をめぐることは、国立と公立のあいだの隔たりが大きくなっていることが読み取れる。これは一気に法人化が進んだことで善し悪しは別として目標・計画主導型の対応を進める傾向が著しく強まった国立大学法人と、現況では法人化への対応が多様な公立とのあいだに生じた典型的な差異のひとつといえるだろう。

調査依頼に対して無回答であったケースを GPA に対する関心がない(この場合は、話題にならない)と解釈して、その無回答も加えて算出した場合の値をみると、GPA 制度についてはほとんど、まった

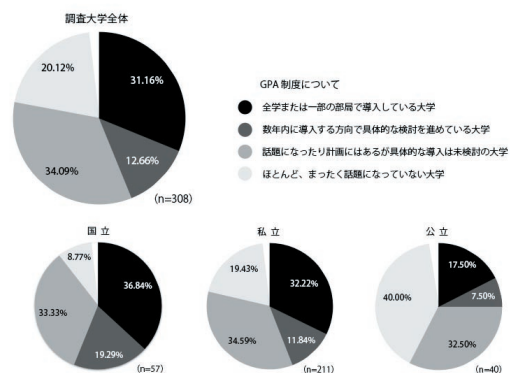


図 GPA 制度の導入・関心の状況

く話題になっていない大学は、国立 24.63%、公立 60.00%、私立 61.96% となる。私大という存在が決して一括りにして語るができないことは、その設立目的からしても自明なことであるが、このような時流的制度に対する対応においても、きわめて先導的、積極的なところから、まったく関心を示していない大学まで、さまざまあることが確認できる。

なお、回答選択肢には「GPA という言葉ははじめて知った」という項目も用意していたが、これに対する反応はなかった。

<このあたりに図を挿入>

以上のまとめとして図には上記の回答分析カテゴリーで相互に他と重なり合わない上記の(2)(3)(5)(6)の回答比率を、大学全体と設置者別に分けて円グラフで示した。大学全体の回答結果には、その回答全体の約 7 割を構成している私立大学の傾向が強くなることは免れえない(ちなみにこれはこの調査に特異なことではなく、もともと日本の現在の大学に占める私立大学の割合がおおよそ 7 割 5 分であるから、実状に準じた結果である)。設置者別にみるとあらためてこの制度に対する国立と公立の対処の特徴、両者のあいだの差異が明瞭に見て取れる。濃淡 4 階調の濃い方から 2 階調をみれば、上記の回答分析カテゴリーの(4)に相当するので、数年後の時点で GPA 制度が運用されている大学の予測値をとらえみることができる。

おわりに

GPA 制度はむろん、すでに幾度となく指摘されてきた (e.g., 山本, 2002; 吉原, 2003) ように万能の成績評価制度であるとか最善の方法というわけではないだろう。もともとそのような表現の仕方でも制度を語ることも自体、無理がある。そういうことよりも、社会における大学の位置づけが前世紀とは比べものにならないほど一般化してきた環境変化のなかで、この制度が果たしうる効能に着目することだろう。すなわち、これまで日本の大学が比較的曖昧にしてきた学修制度上の体制は、その変化に見合ったかたちに整備することが求められている。それは単に成績のつけ方を厳しくするとか、綿密な学修の指導をするということに対応できることではないことは、この環境変化の内容に鑑みればすぐわかることである。求められている主課題のひとつはとくに単位の意味を実質的に機能させ、履修と学修のプロセスを、ますます統御難度が高くなるであろう多様な学生に対処するかたちで、その自己決定と自己責任に委ねていくことである。GPA 制度がその課題解決に関してよく適合していることは間違いない。

高等教育を誰にとっても、また人生のいつの時期においても身近なものにするという政策の妥当性に関する論議はとりあえずおいておくとして、その政策が進む以上は、これまでの学修制度では本稿冒頭にあげたような種々の問題がこれまで以上に惹起され、そのことが循環的に学生の学修に対する動機づけを損なっていくことも懸念される。その悪循環が働き出せば、成績評価に伴う曖昧さをこれまでの観点から積極的な意味あいをもって保続することも、意図に反して不満の温床への転化を導くことになろう。それはある面からみれば大衆化の弊害にちがいない。だが、大学そのものの存立と抱き合わせてそれに対応せざるを得ない現実がある以上、「よい加減」にあった学修制度や成績評価制度は、いまや機

能的、合理的に、透明性高く整序してしまうほうが、危機管理の観点からいっても善策とという段階にきているようである。

そうした点からあらためてみれば、GPA 制度にはこれまであえて手つかずにしてきた就学上の諸問題を総合的かつ一元的に解決していく機能を期待できる。万能ではないが状況的には「大学人一人ひとりの Accountability を明確にするために GPA 制度はきわめて有効な道具 (諸星, 2001)」といいきれるときに来たようである。おそらく、ここで予見したように、今後数年～5 年程度のうちにこの制度は大勢の大学で運用される状況になるであろう。また、こうした情勢のなかには本稿のような報告や予測がデルファイ法にみるようなフィードバック効果をもたらし、現況の流れを後押しすることにもなるだろう。だが、今後もしばらく少子化は進行しつづけるし、その応変を迫られている大学環境にあっては、むしろそうしたアーティファクトも歓迎されるところかもしれない。

一方それだけ期待できる制度であるだけに、現況の GPA 制度自体が宿している未解決の整備課題については早急に明るみに出し、一般化したうえで解決する必要があるだろう。急速な導入に向かう趨勢のなかで、この制度に関する理論上の考察が看過されてきたように思われる。この先、一気に全般化してゆく状況が予測できた以上は的確な運用のためにクリティカルな考察が求められる。それは厳正かつ公正な成績評価という観点からも強調されるべきであり、この課題については引き続き機会をあらたにして取り組むことにする。また、当調査の結果をもとにさらに踏み込んだ調査分析も継続する予定である。

それにしても今回の調査研究で、とりわけ意外であった結果は、それまで GPA とはもつとも距離のあった国立大学法人が、私立大学以上にこの制度に関心をもち、導入を進めていることであり、また近

い将来はその大方が運用している姿が見通せたことである。もともとこの制度がネオリベリズムの論理に相性をよくしていることからすれば、時代的には national university corporation と名乗ることになった国策会社を思わせる機関にいかにも見合った動きといえなくもない。これが大学法人化をめぐる懸念されていた「ソビエト化(佐和,2003)」のねじれた現出とみるのはあまりにも単純すぎる図式だろう。だが、あまりにも足踏み揃えた動勢には、かの種のシステムにみた歴史的崩壊や、それとは反対に異文化の生活世界に根ざしたゲリラにたじろぐワシントン・コンセンサスの弱みまでを予見させる要素を同じく簡単に否定できないわけであり、つくづく生産的な意味での批判精神が求められているところだといえそうである。

注

*1 米国の大学のどの程度が GPA 制度を運用しているかをあらわす指標として、AACRAO(American Association of Collegiate Registrars and Admissions Officers)(2004)が、全米の同協会会員大学に対して最近(2004年秋)おこなった調査(当該回答サンプル数405)が参考になる。それによれば、およそ99%という値になっている。

*2 未回答を含めたこの指標で私立の割合が少なくなるのは調査依頼に対する未回答率が国立17.39%、公立33.33%、私立52.79%で私立の割合が大きかったことによる。

【参考文献】

AACRAO 2004, Grades and Grading Practices, AACRAO

大学審議会(1998)、『21世紀の大学像と今後の改革方策について—競争的環境の中で個性が輝く大学 答申』加藤勝康(1999)、「青森公立大学における成績評価」『IDE 現代の高等教育』No.435、35-38頁

諸星裕(2001)、「GPA制度、FTE、単位制—大学改革のためのツールとして」『大学教育学会誌』No.23、13-17頁

佐和隆光(2003)、「私の視点」『朝日新聞』5月27日

清水一彦(2000)、「単位制度とカリキュラム編成」有本章編『学部教育改革の展開 広島大学高等教育研究叢書』No.60、56-70頁

山本英二(2002)、「信州大学におけるGPA算出及び活用方法研究開発の中間報告」『信州大学教育システム研究開発センター紀要』No.8、45-51頁

吉原正彦(2003)、「建学理念としてのGPA制度—開学10年の実績」高等教育情報センター編『成績評価の厳格化と学習支援システム』地域科学研究会、68-82頁